

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○岡田委員長 次に、協議事件2、6月定例会の日程について、事務局の説明を求めます。
松田事務局長。

○松田事務局長 6月定例会の日程でございますが、資料5も併せて御覧ください。

まず、各個質問の通告についてでございますが、来週月曜日10日午前9時受付開始で、12日水曜日の正午が受付期限となっております。また、意見書案の提出、先議議案及び報告に対する質疑の通告、予算総括質問の通告期限も12日水曜日正午まででございます。先議案件の討論の通告につきましては、13日木曜日正午まででございます。次に、予算決算総括質問の順番についてでございますが、申合せによりまして、今6月定例会から令和7年6月定例会前までの順番は、公明党議員団、よなご・未来、自由創政、信風の順で行っていただき、3人以上の会派が終了した後に、2人の会派、次に会派に所属しない議員の順となり、日本共産党米子市議団、通告順による無所属、新ファミリアとなりますので、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

○岡田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○岡田委員長 次に、協議事件3、6月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について、事務局の説明を求めます。

松田事務局長。

○松田事務局長 次に、各個質問の人数の割り振りの案でございますが、4日間でございます。6月18日、19日、21日はいずれも6人ずつの割り振りで、後は全て24日への割り振りの予定でございますので、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

○岡田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○岡田委員長 次に、協議事件4、議会DX推進チームからの報告について、議会DX推進チームチームリーダーからの報告を求めます。

奥岩委員。

○奥岩委員 そうしますと、資料6を御覧ください。事前に資料配付となっておりますので、簡単に御報告させていただくんですけど、まずは1番、サイドブックス運用についての確認・連絡事項といたしまして、チームのほうでは大きく3点のことございました。3月定例会より完全ペーパーレスとなりましたので、最終的にこういったところが気になるだろうといった形で、機能について、資料について、その他について、記載のとおり、チームで意見を出させていただきました。御確認をお願いいたします。

続きまして、2番、その他とさせていただいてんですけど、サイドブックス活用・運用について、以下6点につきまして、チーム内で確認をして、以下記載させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、2ページ目、委員会のインターネット録画配信についてなんですけど、こちらまず1番の確認事項からなんですけど、映像・音響システム、こちらの入札につきましては、タブレット導入時と同様に事務局で対応していただいております。2番目につきまして、こちらのスケジュール、事務局案が出ておりまして、チーム内で確認させていただ

きました。3番目、システム設置に当たり、以下の4点、事務局より議会のほうで決定が必要ということで出ております。一旦チームのほうでも、意見を出させていただきましたが、この4つにつきましては、議運のほうなのか、議会全体なのか、もしくは会長・幹事長会議なのか、どこかで意見調整が必要だと思いますので、こちらのほう委員長のほうにまた御判断いただければ、委員長もしくは議長のほうで御判断いただければと思います。チームのほうで4点お話をさせていただきました結果につきましては、記載のとおりとなっております。配信方法につきましては、ユーチューブと業者対応ございましたが、記載のとおり、ユーチューブよりは業者のほうがいいだろうというような話が多かったです。続きまして、配信画面につきましては、こちら埼玉県の上尾市議会を参考にさせていただいているんですが、カメラが2つございますので、配信の際の画面を上下分割が見やすいだろうという意見が出ております。3番目の配信日につきましては、こちら業者委託した場合は、早い段階で配信が可能であるだろうということでしたので、また、ユーチューブ配信で職員対応の場合は記載のとおり7日間程度、約1週間程度期間が必要だということです。次に、4番の配信期間につきましては、現在、本会議のほうはホームページから5年間視聴できるようになっているということでした。チームからは同様の期間でいいのではないかという意見が出ております。以上4点につきまして、チーム内の意見を踏まえて、先ほども申し上げましたとおり、この後、検討して決定していただければと考えております。その下なんですけど、チームから出た意見を細かく書かせていただいております。次に3ページ目、今後の検討・協議事項といたしまして、チームで話をしております、今後のインターネット録画配信について、検討すべき事項・協議事項につきまして、以下5点、意見がございましたので、また何かしらの形、議運のほうなのか、チームをつくるのか、特別委員会をつくるのか、代表者会なのか、どちらになるかは分かりませんが、下記5点について、御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上チームからの報告になりますが、一旦、タブレット端末導入いたしまして、3月に完全にペーパーレス会議というところが終わりました、最終的な意見も取りまとめさせていただきました。また、インターネットの委員会の録画配信につきましても、4点まだ決定しないといけないところがあるということですが、ペーパーレス会議のほう完全に終わりましたので、一旦DXチームのほう、こちらで完了とさせていただきたいと思っておりますので、その御意見も踏まえて申し添えさせていただきまして、報告に代えさせていただきます。以上です。

○岡田委員長 奥岩委員からの報告は終わりました。委員の皆様から、質疑・御意見等ございますでしょうか。

徳田委員。

○徳田委員 私のほうからは、奥岩委員はじめペーパーレス会議の皆さん、お世話になりました。ありがとうございました。

具体的に、もう8月からこの委員会のインターネット録画配信については、操作テスト、9月の運用開始ということになっておるんですけども、これを妨げるわけではないですが、運用ルールだとか、基準がやはり先にありきというふうに、私は思いますので、その中で運用するのがよろしいかなというふうに思いますし、まず、きっちり次期議運なり、議会なりでもんでいただいて、それを決めた上で、やはり運用開始というのが筋じゃないかというふうに思っております。本件につきましては、会派内からも今私が発言した同様の内

容の意見が出ておりますので、しっかりその点を踏まえて、今後運用していただきたいなと思います。あわせて、インターネット録画配信ということもございますので、しっかり研修なり、議員一人一人の心構えだとかそういったことも含めて、やるべきではないかというふうに提案させていただきます。以上です。

○岡田委員長 徳田委員から意見が出ましたけれども、ほかの委員の方向か御意見ありますか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、先ほど御意見があったことを踏まえて、運用指針等ですかね、そういったようなものを、どうしましょう、これはまた、次の議運のほうで、新しい体制の下で、そういったものを、先ほど奥岩委員のほうもおっしゃいましたが、またDX推進チームみたいな形のものをつくるのかというようなことを踏まえて、次期の議会運営委員会のほうに委ねたいというふうに思いますけれども、それでよろしいですかね。

〔「はい」と声あり〕

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そういたしますと、先ほど徳田委員さんからも御意見いただいたんですけど、チームほうでも先ほど3ページで御報告させていただきました今後の検討・協議事項、チームのほうからは5点出ておりますが、議運のほうからも徳田委員からありましたので、合計6点、検討・協議事項、次回に申し送っていただければなと思います。

あと、先ほど御意見させていただきましたDX推進チームのほうは、一旦これで完了ということよろしいでしょうか。

○岡田委員長 今、奥岩委員のほうからありました。今回のDX推進チームはこれで一旦完了ということにさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○岡田委員長 そうしますと、事務局のほうでこの意見を踏まえて、例えば運用指針なり何なり、こういったようなことを次回検討すべきというような資料を作成していただくことをお願いしておきたいというふうに思います。

そうすると、これについては、以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○岡田委員長 それでは、次に、協議事件5、その他でございますが、次回議会運営委員会の開催については、記載のとおり、定例会開会日の6月14日金曜日午前9時20分から開催したいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○岡田委員長 委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と松田局長〕

○岡田委員長 正副議長から何かございますか。

稲田議長。

○稲田議長 私から1点お伝えしたい内容がございます。

請願・陳情に関する資料の受付期限についてお伝えいたします。請願・陳情に関する資

料の受付期限は、その請願・陳情の受付期限と同じ期限といたします。繰り返します。請願・陳情に関する資料の受付期限は、その請願・陳情の受付期限と同じ期限といたします。以上でございます。

○岡田委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○岡田委員長 土光委員。

○土光委員 今のことですが、請願・陳情の資料というのは、要は陳情をするための資料、それから、場合によっては、審議のときに陳情者が意見陳述ができる場合があります。私はその資料を分けて考えるべきだと思うので、この辺のところはもう1回きちんと議論をしてほしいと思います。

○岡田委員長 稲田議長。

○稲田議長 私どもは陳情提出期限に出されたものについて、まずは賛同するかどうか、あるいは賛同者がついたものについては議会運営委員会での付託先等々について決めていくと。何行程かを経て委員会に移るわけですし、審査に移るわけですね。その段階で追加で資料が出てきまして、なおかつその資料は想定ができるものではありません。その内容が陳情の本来の趣旨とかけ離れたり、極端に言えば、ちょっと違うものが出た場合に、我々が審査をする方向性を見失うおそれが非常にあります。したがって、期限について、熟慮を私の中で重ねさせていただいて、やはり最も適したものは本来出された陳情にそこに付随して出されるべきだと。前もって出されたとしても、その期限を、要は1か月前に出したんだけど、追加で出したいというのであれば、6月定例会でいえば、6月12日までに出していただくということで、これはもう統一してやっていくべきだと思いますので、以上見解といたします。以上です。

○岡田委員長 よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 意見陳述をするための、より分かりやすく、委員に理解してもらうための資料と、それから、もともと陳情の趣旨、それに付随する資料、これは資料の趣旨も異なるし、もともと例えば意見陳述のときに、例えばしゃべるんだけど、分かりやすく理解してもらいたいということで、例えば、写真とか図表を見ながら聞いてもらいたい。そういったことはありうると思います。その締切を賛同の締切に設定するというのは、私はちょっと余りにも市民にとって無理なことだと思います。というのは、陳情をするときに、その時点では意見陳述ができるかどうかは全然確定していないわけです。その時点で、意見陳述をするための資料もそのときまでに出すというのは、私はその必要性はないし、ちょっと市民に対して無理な要求をしているのではないかと。

○岡田委員長 稲田議長。

○稲田議長 先ほどの土光委員の意見ですと、意見陳述が定まらない云々と受け取りましたが、私は提出期限までに意見陳述があろうなかならう、きちんとそろえていただくものだと。そうしないと、我々の審議の過程で、あるいは追加が出てくるようなことは、先ほど申しました方向性を見失いかねませんので、何度も繰り返してこれからはなると思いますが、提出期限はそろえるということでそろえます。以上です。

○岡田委員長 よろしいですね。

土光委員。

○**土光委員** 私はそれ同意できません。

○**岡田委員長** 稲田議長。

○**稲田議長** 議長の運用で出されるものですので、私はそのようにいたします。以上です。

○**岡田委員長** 分かりました。

土光委員。

○**土光委員** これは議運で決定することだと思います。そういった議会の運営に関することは議運で決定することだと思います。

○**岡田委員長** 議長の御判断で、こういう指針でやられるということですね。

〔「はい、そうです」と稲田議長〕

○**岡田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だからそれを議運で、それをよしとするのかどうか、これ最終的に議運で決めるものだと私は思うんですが、委員長はどうですか。

○**岡田委員長** 多数決を採れということですか。

○**土光委員** やり方は任せます。そういった議会の運営に関することは、議運で決めるものだというふうに私は思いますので、そういう前提で取り計らってほしいと思います。

○**岡田委員長** どうでしょうか。当然ですけども、議運で決めることは決めますけども、議長の判断というのはこれはありますんで、全てが議運の判断で決まっていくということでもないですし、議長の判断ということも…。

（「多数決して。」という声あり）

○**岡田委員長** 多数決を諮りましょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**岡田委員長** 土光委員。

○**土光委員** その前に、ちょっと議運の中で多少議論はしてもいいんじゃないかと。今、私と議長だけのやり取りをしたので、議運のほかの方も私の考えとか、議長の考え、それに関して多少議論というか、した上で、最終的に、議運は基本的には多数決ではなくて、全会一致で決めるものが原則ですが、どうしてもやむを得ないときは、それは多数決もそれは決める場面、ありうると思いますが、もうちょっと議運の中できちっと議論をするということが必要なんじゃないでしょうか。

○**岡田委員長** 皆様、御意見ありますか。

戸田委員。

○**戸田委員** 私は審議に当たって、材料をきちっと整えて、陳情を諮っていきたいと思いますよ。そうしないと、審議にする過程に当たってはしんしゃくの度合も違ってくるでしょうから、私は当然陳情に当たっては、必ずその書類は、添付書類はきちっと整理をされて、添付をされるのが本来の在り方だと私は思います。

○**岡田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** ちょっと協議といいますか、先ほど議長からありました報告の内容と少しされている気がするんですけど、請願・陳情、こちらのほうは各定例会ごとに期日を決めて、市民の方から御提出をいただいて、提出先が議会になりますので、その受取人がもちろん議会の代表者であります議長というふうになっております。受取人といいますか、受ける側のほうの議会の代表の議長から運用につきまして、陳情・請願、期日があってこういうふう到现在やっています。ただ、添付資料がある場合は、期日までに一緒に出していただき

たいというようなことでしたので、その理由も付け加えていただきまして、我々議会側が審査するに当たって、ある程度準備期間も必要だ、勉強も必要だろうということだと思うんですけど、それを踏まえた上で、全部そろえて出してほしいというような御報告だったかと思しますので、特段これにつきまして、この場で決を採ったりとか、そういう形ではなくて、今御報告を受けましたので、我々委員会といたしましては、そちらにつきまして、確認しますという形でいいのではないかなと思いますけど、その上で先ほど土光委員からもございましたけど、土光委員は、議長のほうから御報告がありましたけど、個人的には反対であるというような意見があったというふうに認識しておりますが、いかがでしょうか。

○岡田委員長 そのほか。

又野委員。

○又野委員 これまでは受付の期限ではなくて、それ以降のものも資料の提出受け付けていたわけですので、やはりここですぐ議長の判断というふうに決めるよりはやはり変更するということは議論をきちんとしてからでないといけないと思いますんで、やはり議論というのはもうちょっと積み重ねる必要があると思いますし、市民の政治参加といいますか、行政への参画というのを考えると、やはり市民に寄り添った対応ということを考えると、意見陳述のときにやはりこういう資料が必要だなという市民がおられたら、やはりできるだけ対応していくというのが大事なのではないかなと私は思いますので、受付期限以降も追加の資料、意見陳述のために追加の資料っていうのは受け付けてもいいのではないかと考えています。以上です。

○岡田委員長 徳田委員。

○徳田委員 私は奥岩委員、戸田委員の意見に賛成させていただきます。理由は、期限までに来たものの資料に基づいて、審議に入るわけでございますので、それ以降また新たな資料を追加することによって、それまでの審議の中身自体が全く180度違ってくる場合も中にはあるわけですし、それはしっかり守っていただいて、その運用の中で審議するというのが正しいやり方ではないかなというふうに思います。以上です。

○岡田委員長 土光委員。

○土光委員 私の言っている趣旨が理解、賛否はともかくとして、理解をちょっとしていただけないような気がするので、改めて言います。

例えば、陳情を出します。それに関連する資料、それを添付書類というふうに呼びましょう。添付書類を含めて、陳情受付期限までに、それを陳情受付までを期限とする。それに関しては私は異論はありません。陳情の中身をよりよく理解、それを見て、賛同するかどうか議員が決めるわけだから、いわゆる陳情の趣旨に関連する添付書類の期限を、陳情受付期限までにするということに関しては、それに関しては私は特に異論はないです。ただ、実際審議をする場合、陳情者意見陳述、これは議会基本条例でも定められて、努力義務として定められていますが、陳情者は意見陳述を基本的にはできます。大体、今までの例で希望すれば基本的にできている状態です。審議のときの陳情者の意見陳述というのは、陳情者の意見を審議するに当たって、委員によりよくちゃんと理解してもらいたい。そのための意見陳述。その意見陳述をするに当たって、単に口頭だけではなくて、例えば、この写真とかこの図表とかを見ながら聞いてほしい。そういう場合はありうると思います。それは陳情者の意図を審議に当たって、よりよく理解してもらうための、逆に委員からい

うと、陳情者の意図をよりよく理解するための意見陳述ですから、そのときにそういった意見陳述のための資料、これはいわゆる添付書類と私は分けて考えていいと思います。そういった資料も陳情受付のときまでに出せというのは、私は繰り返しますが、意見陳述ができること自体が決まってないし、それ以降は一切だめというのは私は市民にとって余りにも酷だと思ひ、意見陳述の趣旨としてもより陳情者の意見陳述の中身をよりよく理解するという趣旨から言えば、意見陳述のための必要な資料、これは陳情者が判断するわけですが、それは認めてもいいのではないかというのが私の言っていることです。

○岡田委員長 戸田委員。

○戸田委員 土光さんがおっしゃるように、よりよく議論して深めるという観点は、私はいいと思うんですよ。しかしながら、陳情書を出されたときの考え方と、また陳述のときに出されたデータと、その受け止め方によって左右される場面も私は想定していかなければならないと思うんですよ。だから、よりよく深めるという、いいほうに行くという可能性もあるかもしれませんが、私は逆に改めてそういう資料をいただいたときに、今まで自分が陳情書に当たっての見解を定めたとき、いろいろと自分の中でしんしゃくした中で、また違った左右される場面が出てくるという形があるので、私は反対だということです。

○岡田委員長 安達委員。

○安達委員 自分もいろいろと意見が今出ているところを聞くんですが、やっぱり日付、期限というのは守るところがあるわけですし、そこまでに資料っていわれるのか、ほかのその他資料を含めて全体を言いたいんですが、そこで完結したものが日付をもって受付日だというふうにとらえたいんですよ。ただ、陳述ができるときの説明は口頭が今までずっと聞いてて、それを踏襲すべきと思うんですが、やっぱり口頭で説明をいろいろされるのは構わないと思って、今ずっと意見を聞いて、今までどおりやるべきかなと思って。あえて、日にちがどうしても、意図する資料が準備できなかったとしたら、次回提出とかっていうところもあるべき部分が提出者の判断じゃないかなと思うんですが、どうだろうかと思って今聞いてたんですが、以上です。

○岡田委員長 田村委員。

○田村委員 今、安達委員言っていたんですが、私も言おうとしていたことで、要は整った状態で出していただくと。言いたいこと全て盛り込んで、説明すべきことを自分の思い全てが整った状態で出していただくというのが、多分議長の求めておられることだと思うので、これはもう全くもって合理的な考えだし、そのルールに従って、我々も通告期限を守ってやってるということです。市民、市民とおっしゃるけれども、市民も同じく期限を守っていただく。安達委員おっしゃったように、整っていないのであれば、次の議会でやっていくと、これが普通だと思います。

○岡田委員長 そのほか。

又野委員。

○又野委員 資料自体は、先ほど土光さんがおっしゃられたように、そろえて出すのが当然だと思います。ただ、意見陳述の場が与えられているということは、その意見陳述でより深く理解してもらってという場が設けられている以上、そのための必要なものっていうのは、その場でも出されてもいいのではないかなと、やっぱり私は思いますけど。

○岡田委員長 議長は、その陳情の内容と資料と、要はここがずれてますけど、これが全部セットの提出期限だというふうに解釈してるから、改めてそこがばらばらになっている

ので、要は陳情というのは、いわゆる口頭でしゃべるとか資料を配りたいとかということも含めて、この提出期限を全部セットで出してもらおうというのが本来だということなので、そこが少しばらばらになってるから、あえてそこをきちっと確認の意味で今日言われたということですね、議長。

〔「はい」と稲田議長〕

○岡田委員長 よろしいですかね、そういうことで。

〔「はい」と声あり〕

○岡田委員長 そういうことでやりたいと思います。

それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午前１０時２９分 閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

議会運営委員長 岡 田 啓 介